

令和8年（フ）第267号

金沢市笠舞2丁目4番17号 シティハイツ笠舞203号、従前の住所金沢市高尾台3丁目82番地
債務者 炭火焼肉大阪あじまんこと高山忠行こと高 忠行

- 1 決定年月日時 令和8年9月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月25日まで 金沢地方裁判所民事部

令和8年（フ）第285号

石川県白山市あさひ荘苑4丁目103番地
債務者 越野 真

- 1 決定年月日時 令和8年9月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月25日まで 金沢地方裁判所民事部

令和8年（フ）第290号

石川県河北郡内灘町白帆台2丁目142番地
債務者 荒木 恵美

- 1 決定年月日時 令和8年9月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月25日まで 金沢地方裁判所民事部

令和8年（フ）第267号

徳島県板野郡藍住町勝瑞字東勝地339番地、旧住所徳島県徳島市川内町榎瀬502番地の64スカーラⅡ 204号室
債務者 高橋 佳孝

- 1 決定年月日時 令和8年9月24日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月25日まで 徳島地方裁判所民事部

令和8年（フ）第245号

福島県郡山市安積北井一丁目77番地 ラ・メルB101号、前住所神奈川県平塚市撫子原1番8号 ハウスなでしこ 202
債務者 渡邊 晶

- 1 決定年月日時 令和8年9月24日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月26日まで 福島地方裁判所郡山支部破産係

令和8年（フ）第231号

長崎県長崎市長栄町12番14号 パールハイツ城栄203
債務者 丸尾 祐子

- 1 決定年月日時 令和8年9月24日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月27日まで 長崎地方裁判所民事部破産係

令和8年（フ）第54号

鹿児島県指宿市西方2911番地5
債務者 内蘭 敬二

- 1 決定年月日時 令和8年9月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月30日まで 鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係

令和8年（フ）第2179号

横浜市南区中村町1丁目22番地2
債務者 柳館 勲

- 1 決定年月日時 令和8年9月18日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年12月1日まで 横浜地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第920号

広島市南区比治山町3番6—204号
債務者 内堀 大嗣

- 1 決定年月日時 令和8年9月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年12月1日まで 広島地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第124号

青森県弘前市大字撫牛子一丁目7番地3 有料老人ホーム心弘前
債務者 松山 トシ（法定代理人成年後見人工藤 薫）

- 1 決定年月日時 令和8年9月24日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年12月3日まで 青森地方裁判所弘前支部

令和8年（フ）第2099号

神奈川県大和市南林間6丁目4番21号 第1南林間メゾン201号
債務者 加藤 亮

- 1 決定年月日時 令和8年9月18日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年12月8日まで 横浜地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第930号

広島市中区舟入中町4番30—605号
債務者 中島 秀信

- 1 決定年月日時 令和8年9月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年12月16日まで 広島地方裁判所民事第4部

破産手続廃止

令和7年（フ）第310号

福岡県朝倉市多々連269番地1、前住所福岡県朝倉市多々連259番地1
破産者 亡高瀬輝男相続財産

- 1 決定年月日 令和8年9月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第17号

熊本県山鹿市鹿本町津袋419番地1
破産者 ライフワークサポート株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 熊本地方裁判所山鹿支部破産係

令和8年（フ）第1370号

福岡市南区柏原一丁目10番67号
破産者 株式会社グリーンクラフト

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福岡地方裁判所第4民事部

令和6年（フ）第7504号

東京都練馬区豊玉上2丁目3—17—206
破産者 富永 静香

- 1 決定年月日 令和8年9月17日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第1946号

東京都練馬区東大泉5—32—13—102、住民票上の住所東京都練馬区東大泉4丁目6—8—202
破産者 後藤彩生子

- 1 決定年月日 令和8年9月17日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第6747号

東京都あきる野市引田430—5
破産者 林 幸雄

- 1 決定年月日 令和8年9月17日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部